

岐阜県地域子ども支援賞取扱規程

(趣旨)

第1 子どもたちが地域で行う様々な活動を一所懸命に支え、その実績について地域の人々から高い評価を得ている者に対して知事が行う感謝状の贈呈の取り扱いについては、環境生活部長所管に係る知事名及び環境生活部長名による感謝状、賞状の授与取扱要領（平成18年4月1日施行）に定めるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2 子どもたちが地域で行う様々な活動を一所懸命に支え、その実績について地域の人々から高い評価を得ている者に対し知事名による「岐阜県地域子ども支援賞」を贈呈し、その功績を讃えることにより地域の教育力の向上を図るとともに、地域全体で子どもを育てる環境を整備することを目的とする。

(贈呈の対象)

第3 贈呈を受けることができる者は、子どもたちが行う地域での様々な活動を一所懸命に支え、その実績について地域の人々から高い評価を得ている個人及び団体とする。

ただし、職務の範囲内で行われる活動は贈呈の対象外とするほか、この規程により既に表彰を受けている個人及び受賞から10年を経過しない団体は、以下の場合において重ねて表彰を受けることができない。

- (1) 既に表彰を受けた活動と同じ活動区分の活動
- (2) 前回受賞時点において既に実施していた活動

(候補者の推薦)

第4 候補者の推薦は、以下によるものとする。なお、推薦人数については別に定めるとおりとする。

自治会長、PTA会長、学校長、幼稚園長、認定こども園長、市町村長、市町村教育委員会教育長並びに岐阜県地域教育賞及び岐阜県地域子ども支援賞の被贈呈者により構成される団体の会長等の推薦（但し、当該団体の会長等は、自らが所属する団体に属する個人を内部推薦することはできない。）により行うものとする。候補者推薦調書については、市町村が取りまとめ、知事に提出するものとする。

(選考及び決定)

第5 被贈呈者は、岐阜県地域子ども支援賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴いて、環境生活部長が決定する。

2 選考委員会は、次に掲げる者から8名以内の委員をもって組織する。

- (1) 公立小中学校関係者
- (2) 公立高等学校関係者
- (3) 私学団体関係者
- (4) 私立小中高等学校関係者
- (5) PTA関係者
- (6) 生涯学習関係者
- (7) その他知事が必要と認める者

3 委員の任期は、原則として2年間とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第6 この取扱規程の実施に関して、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年度の表彰から適用する。

附 則

この規程は、平成18年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、平成20年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、平成21年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、平成22年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、平成23年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、平成25年度の賞の贈呈から適用する。

「岐阜県地域子ども支援賞選考委員会設置規程」（平成15年1月15日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成27年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、平成28年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、平成29年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、令和3年度の賞の贈呈から適用する。

附 則

この規程は、令和5年度の賞の贈呈から適用する。